

市第67号議案 横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正

1 趣旨

横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく『自立生活援助事業』を新たに実施するために、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）の一部改正を提案します。

2 改正内容

第8条第1号に、自立生活援助事業に係る利用料金の規定を追加します。

3 改正理由

平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行により、地域で単身生活する障害者に対し、定期的な居宅訪問を通じた相談支援等を行う『自立生活援助事業』が創設されました。センターではこれまでも、精神障害者に対する様々な地域生活支援の取組を強化してきましたので、この『自立生活援助事業』についても新たにセンターで実施します。事業の実施にあたり、障害福祉サービスの利用に係る利用者負担金が生じるため、利用料金の規定を追加します。

4 施行期日

平成31年1月1日

【参考】自立生活援助事業の概要

居宅において単身等で生活する障害者に対し、支援員が定期的な巡回訪問又は随時の訪問・相談等を通じ、利用者の状況を把握するとともに、利用者への情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整など、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。

対象者	次のいずれかに該当し、かつ自立生活援助による支援が必要な障害者 ① 入所施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した者 ② 現に一人暮らしをしている者 ③ 家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況にある者
支援内容	下記支援を通じた利用者の状況把握、利用者への情報提供・助言・相談、関係機関との連絡調整 ① おおむね週1回（最低月2回）以上の定期的な居宅訪問 ② 利用者からの通報による随時の居宅訪問等 ③ 利用者との常時の連絡体制の確保
利用期間	1年間（標準利用期間）
利用者負担	自立支援給付費の1割負担（生活保護受給世帯及び市民税世帯非課税者除く）

新旧対照表（横浜市精神障害者生活支援センター条例）

現 行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第16項に規定する自立生活援助を受ける場合は法第29条第3項第1号の規定により定められた自立生活援助に係る費用の額、</u>法第5条第18項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第18項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>